

# 選 択 約 款

(家庭用コージェネレーションシステム契約)

平成21年9月1日

岡 山 瓦 斯 株 式 会 社

平成21年8月5日届出

# 目 次

1 . 目 的 -----	1
2 . 選択約款の届出および変更-----	1
3 . 用語の定義-----	1
4 . 適用条件-----	1
5 . 契約の締結-----	1
6 . 使用量の算定-----	2
7 . 料 金-----	2
8 . 延滞利息 -----	2
9 . 単位料金の調整 -----	3
10 . 精算について -----	4
11 . 設置確認について-----	4
12 . そ の 他 -----	4
付 則-----	5
(別 表)	
1 . 適用区分 -----	6
2 . 料金および消費税等相当額の算定方法-----	6
3 . 料 金 表 A-----	7
4 . 料 金 表 B-----	7
5 . 料 金 表 C-----	8
6 . 料 金 表 D-----	8

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、中国経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を中国経済産業局長に届出の上、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものといたします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅で使用されていること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社にお申し込みしていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。

新たにガスの使用を開始された場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

契約種別を変更された場合は、変更後の契約の契約期間は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または他の契約種別への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の選択約款の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または他の契約種別への変更をされた日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または他の契約種別への変更の場合はこの限りではありません(5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「支払期限日」といいます。)が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

## 8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払い期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその

料金に含まれる消費税等相当額を除いたものいたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント

(1円未満の端数切捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表2(4)のとおりいたします。

(3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

## 9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)により算定した平均原料価格が(2)に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりいたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.084円×原料価格変動額 / 100円×(1+消費税率)

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.084円×原料価格変動額 / 100円×(1+消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

基準平均原料価格(トン当たり)

63,720円

平均原料価格(トン当たり)

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりブタン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が101,950円以上となった場合は、101,950円といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9752

+ トン当たりブタン平均価格 × 0.0269

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 10. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款を適用して算定される料金総額に相当する額(小数点以下切り捨て、消費税等相当額を含みます。)とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 11. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降一般ガス供給約款に定める契約を適用する場合があります。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外された場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

## 12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

**1 . 実施の期日**

本選択約款は、平成 2 1 年 9 月 1 日から実施いたします。

**2 . 本選択約款の実施に伴う切り替え措置**

当社は、料金算定期間の末日が平成 2 1 年 9 月 1 日から平成 2 1 年 9 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金は、平成 2 1 年 8 月 3 1 日まで適用の選択約款（家庭用コージェネレーションシステム契約）に基づき算定するものいたします。

(別 表)

## 1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が25立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

## 2. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切捨て)

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

### 3. 料金表 A (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	885.15 円
---------	----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	261.03 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 4. 料金表 B (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月につき	1,296.75 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	219.87 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます)

### (1) 基本料金

1 か月につき	4,168.50 円
---------	------------

### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	105.00 円
-------------	----------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 6. 料金表 D (消費税等相当額を含みます)

### (1) 基本料金

1 か月につき	6,121.50 円
---------	------------

### (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	85.47 円
-------------	---------

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。